

店舗によってはお米以外にも使えます

## おこめ券を配付します

米子市では、物価高騰による市民生活への影響を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、おこめ券を全世帯に配付します。

### ▶配付予定物

市民1人あたり2,200円(440円/枚×5枚)相当のおこめ券(全国共通おこめ券)を、世帯ごとに配付

### ▶配付予定時期 令和5年2月中旬に配付予定

### ▶配付対象者

令和4年11月1日から12月21日の間に継続して米子市の住民基本台帳に住所が登録されている方

※おこめ券は、取り扱いのある市内のスーパー、米穀店、ドラッグストアなどで使用できます。また、店舗によっては、お米以外の商品にも使用できます。くわしくは、おこめ券配付時に同封する案内をご覧ください。

※ゆうパックで配付しますので、対面での受け取りが必要です。また、順次の配付となりますので、2月中は到着をお待ちください。

問コールセンター (☎ 0570-550-261) ※1月中は経済戦略課へ (☎ 23-5224)



多言語翻訳機能も

## 広報よなご電子ブック アプリで配信中!

広報よなごの電子ブックを、無料アプリ「カタログポケット」で配信しています。多言語自動翻訳機能や音声読み上げ機能、文字の拡大表示機能もあり、スマホでも快適に広報を読むことができます。ぜひご活用ください。

問秘書広報課 (☎ 23-5372 FAX 23-5395)

無料アプリ  
「カタログポケット」



▲ iPhone



▲ Android

2月6日スタート

## 引越しワンストップ サービス開始

マイナンバーカードを利用した引越しワンストップサービスが2月6日に始まります。

### ▶転出届・転入予定の連絡が可能

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルを通じてオンラインで転出届と転入予定の連絡ができるようになります。

▷転出時に市役所へお越しいただく必要がなくなります。

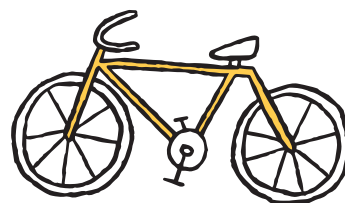
▷転入時は転入先の市区町村で事前準備を行うため、手続の時間が短縮されます。

問市民一課 (☎ 23-5144 FAX 23-5398)

## 自転車は安全に利用しましょう

米子警察署管内では、令和4年中に、34件の自転車対車両の人身事故が発生しています。自転車は、法律で「軽車両」に位置付けられた車の仲間、交通事故の加害者となる場合もあります。

このため、自転車を安全に利用するには、令和4年11月1日に新しくなった『自転車安全利用五則』を守ることが重要です。



### ▶自転車安全利用五則

#### ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先

自転車は、道路交通法上、軽車両と位置づけられ、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません。

車道では左側（車両通行帯のない道路では、道路の左側端）を通行しなければいけません。自転車は、車道通行が原則ですが、次の場合は歩道を通行することができます。

▷道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき

▷自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等であるとき

▷車道または交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

ただし、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければいけません。

#### ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車は、道路を通行する際は、信号機のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければいけません。

また、信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場所、踏切などでは、必ず一時停止して左右の安全を確認しましょう。

#### ③夜間はライトを点灯

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。

夜間に自転車で道路を走行する場合は、必ずライトを点灯させましょう。

#### ④飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。

自転車も道路交通法上、軽車両と位置づけられており、自動車の場合と同じく、お酒を飲んで運転することは、禁止されています。

#### ⑤ヘルメットを着用

自転車乗車中の事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する場合には、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

幼児・児童を保護する責任のある者は、幼児を幼児用座席に乗せるときや、幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

〒米子警察署交通第一課 (☎・FAX) 33-0110